

学童保育における新型コロナウイルス感染症拡大防止 および必要な保育の確保のための緊急声明

2020年5月1日 全国学童保育連絡協議会

2020年5月現在、「新型コロナウイルス」感染症は全国的な広がりを見せており、今後の見通しが立っていません。現在は、社会全体と一人ひとりが努力を重ね続けることが求められています。

この間、支援を必要としている多くの学童保育に、企業やNGO団体、諸団体などから、物資の提供をはじめ、さまざまなご支援・ご協力をいただいておりますことに、あらためてお礼を申し上げます。

残念ながら、感染者数の増加はとまらず、学童保育での感染が報告されている地域もあります。多くの子ども、保護者、学童保育の指導員は疲弊し、3月に各自治体へ「臨時休業要請」が出された際と今とでは、大きく状況が変化しています。

こうした現状をふまえて、全国学童保育連絡協議会は、現状を一刻も早く改善し、学童保育を必要とする保護者と子ども、指導員を守り、学童保育事業の安定した維持を図るために必要な手立てを求める緊急声明をまとめました。

【浮き彫りになった学童保育の重要性と施策の脆弱さ】

国は、「新型コロナウイルス」感染症拡大防止のため、2020年3月に各自治体に対して、臨時休業を要請しました。学童保育は働きながら子育てをしている家庭にとって必要な公的な事業であり、社会活動を支え、経済活動に必要な主要な社会基盤として、保育所と同様の役割を果たすため、国から「原則開所」の要請を受けました。

同年4月7日には埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発令され、同日には厚生労働省より、事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（別添）が発出されました（4月16日には対象地域をすべての都道府県に拡大）。

急遽3月以降、学童保育を午前中から開所することにもない、国や自治体では、一定の予算措置等が講じられました。登所を控える保護者の協力もあって、通常より登所人数が減少している学童保育もあるものの、感染から子どもを守るために多岐にわたる配慮やかわりが求められており、子ども・保護者・指導員はたいへんな緊張状態が続いています。

この2か月の動きを通して私たちは、「学童保育は、就労をはじめとした保育を必要とする家庭とその子どもたちにとって、なくてはならない事業である」ことを、あらためて確認してきました。

あわせて、多くの学童保育の生活環境が、「新型コロナウイルス」感染症を防止しようとしても「濃厚接触が避けられない」貧しいものであることも痛感しました。

学童保育は、①施設条件の不十分さがあること、②子どもが安心して安全に過ごせる人数規模の上限が必ずしも守られていないこと（大規模化）、③指導員が劣悪な処遇におかれてい

ること、子どもを安全に受け入れるための準備時間が勤務時間として認められていなかったり、継続的に安定的な勤務が確保されていなかったりする現場があること、慢性的な人手不足など、学童保育施策の脆弱さを抱えています。

【子ども、保護者、学童保育の指導員が置かれている深刻な状況】

全国各地の学童保育では、限られた環境のなかで、指導員が緊張と自身の感染のリスクにさらされながらも、子どもたちにできるだけ「日常の安心な時間」を提供できるようにと努めつつ、保護者と共に、子どもを守るための絶え間ない努力を続けています。

しかし、感染という不安のなかで人と人とのつながりが絶たれ、信頼で成り立つ社会活動が取り組みにくくなってきています。学童保育においても、子ども、保護者、指導員は次のような深刻な状況に置かれています。

子どもは、「日常の生活」、すなわちその成長に欠かすことのできない遊びや学びの機会や場所や仲間とのかかわりが十分に保障されない状況に置かれています。これらに加えて、大人が抱える不安を敏感に感じ取ることで、大きな不安やストレスを抱えている子どももいます。

学童保育に子どもを通わせる保護者は、「3密」といわれる「密閉・密集・密接」を避けることが困難な学童保育にわが子を預けざるを得ないことへの葛藤や、仕事と子育ての両立の難しさへの悩みを抱えています。

保護者会が運営を担う民営の学童保育などでは、「今後、学童保育を守りきることができるのだろうか」といった不安も抱えつつ、指導員と力をあわせて維持・存続のために努力を重ねています。

指導員は、感染させないための衛生管理の徹底とあわせて、子どもに安心・安全な生活を継続して保障していくことなど心の健康にも配慮し、遊び場の確保など日々奮闘しています。しかし、「不十分な環境のなかで子どもを守りきれのだろうか」という不安、自らの感染への不安、人手不足や新年度に向けての保育準備による労働過多、責任の所在の不明確さからくる重圧、疲弊、葛藤を抱えるとともに、「学童保育をお休みしている子どもたちはどのように過ごしているだろうか」と胸をいためつつ、懸命に日々の保育を行っています。

【感染症拡大防止と必要な保育の確保のために】

全国学童保育連絡協議会は、学童保育を必要とする子どもの命と安全を守り、感染症拡大防止と必要な保育の確保のために、次の対応を求めます。

- ① 学童保育における「新型コロナウイルス」感染症拡大防止対策について、国や実施主体である市町村の責任を明確にし、确实かつ速やかに実施すること。
- ② 国および自治体は、学童保育を利用する保護者等の在宅勤務や出勤調整をよりいっそう推進するよう事業者などに働きかけるとともに、そのための保障を充実させること。
- ③ 学童保育での感染リスクを軽減し、保育を確実に継続して行うために、国や市町村は適切な感染症防止対策をとること。必要物品（消毒液、マスク、ペーパータオル等）を支給し、保健所等の行政の公衆衛生部門において学童保育の相談に即応し、支援する体制を確立すること。
- ④ 学童保育で過ごす子どもたちが安全に過ごす環境を整えるために、地域や学校などの

理解と協力が得られるよう、国や自治体として、具体的な方策を図ること。

- ⑤ 子どもやその家族、職員やその家族が体調不良となり、感染が考えられる場合は、感染拡大を想定し、当事者及び濃厚接触者の検査を速やかに実施すること。
- ⑥ 市町村は、子どもや職員の感染が判明した学童保育において、関係者に対して適切な情報開示を行い、子ども、保護者、職員、運営者が風評被害にさらされないような手段を講じること。
- ⑦ 市町村は、事前に地域の感染拡大を想定し、学童保育の規模の縮小や臨時休業を含めた対応策を講じること。国や自治体は、臨時休業を検討する場合でも、仕事や家庭の状況により保育を必要とする子どもの居場所を確保すること。
- ⑧ 「新型コロナウイルス」感染症拡大防止の観点から、学童保育の規模の縮小や臨時休業を行わざるを得ない場合、財政的な補償など、学童保育の運営に支障をきたさず継続できるよう手立てを講じること。
- ⑨ 国及び自治体は、上記の対応とこれらに伴う財政支援とを一体のものとしてすみやかに取り組むこと。

学童保育は社会の機能の維持に必要な事業であり、子育てと仕事等の両立を支え、子どもたちを育むために必要な事業であると確信しています。今回の感染症拡大防止のための対応により、学童保育も保育所と同様の役割を果たす社会基盤のひとつであるとの理解が広がりました。

私たちのもとには、「一人ひとりの保護者の不安に耳をかたむけ、相談に応じる」「手紙を届ける、保護者や子どもの状況を尋ねる連絡をするなど、利用を控えている子どもたちへの配慮に取り組む」などしている学童保育の様子も寄せられています。

全国学童保育連絡協議会は、長期化が予想される「新型コロナウイルス」感染症に関わる対応について、各地域の学童保育連絡協議会を通じて情報交換や交流・連絡をはかり、指導員・保護者と共に取り組みを進めていきます。

皆様の学童保育へのいっそうのご理解と協力をお願いいたします。

以上

[別添]

1. 全国学童保育連絡協議会作成・「安全対策・危機管理点検リスト・学童保育の生活のなかでの安全(健康管理・感染症)」(『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～』より抜粋)
2. 2020年4月7日付、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、同局保育課、同局子育て支援課連名の事務連絡「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」